

告 示

埼玉県告示第六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月二十日

埼玉県知事 大野元裕

一起業者の名称

飯能市

事業の種類

都市計画道路阿須小久保線阿須工区（市道一一十八号線）改築工事（埼玉県飯能市大字阿須字菅沢地内から同市大字阿須字坊ヶ谷戸地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

起業地

イ 収用の部分

埼玉県飯能市大字阿須字菅沢及び字坊ヶ谷戸地内

ロ 使用の部分

なし

事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次に掲げるとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

イ 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県飯能市大字阿須字菅沢地内から同市大字小久保字八幡沢地内までの延長四千八十メートルの区間を全体計画区間とする都市計画道路阿須小久保線阿須工区（市道一一十八号線）改築工事及びこれに伴う市道付替工事のうち、前記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、都市計画道路阿須小久保線阿須工区（市道一一十八号線）改築工事（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持させるための市道付替工事（以下「関連事業」という。）は、いずれも道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第四号の市町村道に関する事業であり、法第三条第一号の道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件に適合すると判断される。

起業者である飯能市は、既に本件事業を開始していること、都市計画道路三・

四・二阿須小久保線（以下「本路線」という。）は、道路法第八条第一項の規定により飯能市長が市道に認定した路線であり、同法第十六条第一項の規定により飯能市が道路管理者になること等から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められる。したがつて、本件事業は、法第二十条第二号の要件に適合すると判断される。

ハ 法第二十条第三号の要件への適合性

（1）得られる公共の利益

本路線は、埼玉県飯能市大字阿須字菅沢地内を起点とし、同市大字小久保字八幡沢地内を終点とする、延長四千八十メートルの道路である。本路線は、飯能市の東部を南北に結ぶ主要幹線道路としての機能を有し、市域を東西に走る一般国道二百九十九号及び首都圏中央連絡自動車道狭山日高インターチェンジに接続する一般県道馬引沢飯能線にもアクセスしており、飯能市内の道路交通ネットワークの形成及び市内の主要な観光・レクリエーション施設を結ぶ役割を担うとともに、地域住民の重要な生活道路である。

本路線が通過する飯能市は、埼玉県の南西部、都心から約五十キロメートル圏に位置し、市域の西側は県立奥武藏自然公園の中核を形成し、約七十五パーセントを森林が占めており、市域の東側は、飯能駅及び東飯能駅周辺の商業地域を中心に市街地が形成されている。また、首都圏中央連絡自動車道の狭山日高インターインターチェンジから市街地へ向けた道路交通は一般県道馬引沢飯能線を経由し、一般国道二百九十九号バイパスへ流入し、物流及び観光・レクリエーション施設への交通アクセスの要衝となっている。本路線は、飯能市の中心市街地東部を南北方向に結び、市街地に集中する道路交通を分散し、交通渋滞の緩和を図るとともに、市内の観光スポットの回遊性の向上に寄与する重要な路線である。

飯能市内の道路交通ネットワークは、飯能駅及び東飯能駅周辺の商業地域を中心につく形成する市街地中心部の東部を南北方向に結ぶ本路線が整備され、他の主要幹線道路と連絡して市街地外縁の環状道路網が形成されることで完成するが、本路線が未整備であるため、現存の飯能市内の道路交通ネットワークの機能が発揮できておらず、一般国道二百九十九号及び一般県道富岡入間線等から中心市街地への交通が集中し交通混雑・交通渋滞が発生している。

また、本路線の周辺地域では、現在四地区の土地区画整理事業が施行中であり、将来的な周辺地域の人口増加及び交通量の増大も見込まれる。

さらに、本路線における起業地区間については、近隣の小学校及び中学校

の通学路に指定されているほか、大学への通学に利用されているが、十分な幅員の歩道等及び自転車通行帯が整備されていないため、児童、生徒、学生、近隣住民等は狭小な歩道及び路肩の通行を余儀なくされ、自転車の通行も大変危険な状況である。

加えて、スクールバス等の大型車が頻繁に往来しているが、車道幅員が狭小で、すれ違いが困難であるため、交通事故が市内、県内の他の地域と比較して非常に多く発生しており、重大事故の発生も懸念される。

本件事業の実施により、飯能市内の道路交通ネットワークが完成し、国道及び県道から市街地に集中する道路交通を分散させ、交通混雑・交通渋滞の緩和を図るとともに、市内の観光スポットの回遊性を高め、交通事故の防止及び歩行者等の安全性の確保に寄与することが認められる。したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和七年八月に同法に準じて、任意で大気質、騒音及び振動について、本件事業が生活環境に及ぼす影響を検討したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。このほか、起業者は、本件事業の施行に当たり、大気質、騒音及び振動の保全対策を講ずることとしている。

また、本件事業が自然環境に与える影響については、起業者が令和七年八月に任意で実施した調査によると、起業地には保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。このことから、本件事業が希少な動植物に与える影響は軽微であると認められる。

全体計画区内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が五箇所存在するが、起業者は飯能市教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講じることとしている。したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、飯能市内の道路交通ネットワークを完成させることにより、交通混雑・交通渋滞の緩和を図り、市内の観光スポットの回遊性を高めるとともに、自動車及び歩行者等の安全性を確保するために、飯能市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年飯能市条例第三十七号）による第四種第二級の規格に基づき、二車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のルート選定に当たって、起業者は三案について比較検討を行っている。申請案と他の二案とを比較すると、申請案は、現道を極力活用して、阿岩橋に原位置で接続し架替を行うルートで、路線延長は中位であるが、集落を通過しないため生活環境に与える影響が少なく、阿岩橋を活用することから、橋長が最も短く、施工性が優れていること、事業費が最も廉価となること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に考慮すると最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に考慮すると適切なものであると認められる。したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるため、法第二十条第三号の要件に適合すると判断される。

二 法第二十条第四号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

ハ(1)で述べたように、現道が未整備であることにより、現存の飯能市内の道路交通ネットワークの機能が発揮できておらず、周辺道路で交通混雑・交通渋滞が発生していること、歩道等及び自転車通行帯が整備されておらず、児童等の通学、近隣住民の歩行及び自転車の通行に係る安全が確保されていないこと並びに交通事故が多発していることから、それらの改善を図る必要があると認められる。したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件に適合すると判断される。

イからニまでに掲げるとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

ホ 結論

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

飯能市建設部道路建設課